第8回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和3年2月10日(水) 招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番 松本 良史

2番 船越 征子 8番 奥田 隆範

3番 本高 善久 9番 山本 信男

4番 加藤 直行 10番 中田 泰

5番 松原 憲治 11番 長尾 保

6番 梅田 茂

 見山
 收
 谷口
 一郎

 宇田川
 保
 竹内
 求

神庭 良昌

欠席 農業委員 (1人)・農地利用最適化推進委員 (0人) 7番 遠藤 功

職員及び関係者 局 長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

第2号議案 農用地利用配分計画(案)について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 非農地証明の申請について

第5号議案 令和3年農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

5番委員 松原 憲治 6番委員 梅田 茂

事務局: 皆さんおはようございます。第8回江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうと思います。本日遠藤委員さんから欠席届が出ております。それでは、農業委員会憲章の唱和を奥田委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員: 全員で農業委員会憲章の唱和(進行、奥田委員)

事務局: ありがとうございました。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂戴いたします。

会 長: おはようございます。本日は第8回の農業委員会総会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。本日の総会の審議事項といたしまして、先月に引き続きまして、農地法第5条の転用許可審議案件を含めて5件の提案をさせて頂きます。慎重なご審議の程よろしくお願い申し上げます。また、その他事項として、農業委員会に関する法律第38条の規定によりますけれども、市町村長に対する意見書の提出につきまして、本日第1段の意見協議を少しお願いをしようかという風に思っております。併せて今後意見書発出までの手順と言いますか、スケジュール、この辺りを合わせて皆さん方にご相談をしたいという風に考えております。後ほど改めて提案をさせて頂きますので、よろしくご対応の程お願いを申し上げます。以上ご挨拶の変えさせていただき、早速審議に入らせて頂きたいと思います。

議 長: それでは早速審議に入ります。先ほど事務局長からありました様に、本日は1名の欠席で、委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立している事をここに報告をいたします。日程4、議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員: 異議なし(全員)

議長: ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号5番、松原委員、同じく 議席番号6番の梅田委員さんに願いをいたします。尚会議書記は事務局を指名いたしま す。それでは議事に入らせて頂きます。議案第1号、農用地利用集積計画(案)につき まして、事務局より提案説明を求めます。

事務局: 議案第1号、農用地利用集積計画(案)についてお諮りをさせて頂きます。資料が2ページから12ページまでになります。個人間での集積計画についてご説明申し上げます。4ページをご覧ください、4ページ並びに5ページに渡りまして3件上がっております。こちらそれぞれ再設定と言う事で、継続でございます。尚こちらの借受人の方の農業経営の状況を9ページに付けておりますので、ご確認をお願いします。資料の10ページをご覧いただけますでしょうか、こちら中間管理権に基づく利用集積の計画でございます。申請番号4番、貸渡人が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、農地が大字〇〇字〇〇〇、大字〇〇字〇〇〇の〇筆、〇、〇〇0㎡の〇でございます。鳥取県農業農村担い手育成機構の方に貸渡されるという計画案でございます。こちらも再設定と言う事で、継続でございます。以上併せて4件になります。こちらの集積計画案につきましてお諮

り申し上げます。

議 長: 以上4件の提案をさせていただきました。すべて再設定と言う事で、新規案件はございませんが、皆さんの方から質問、意見のある方は挙手の上ご発言をお願いします。ございませんか。無い様ですので、質疑を打ち切り、採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画(案)につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員: はい(全員挙手)

議長: ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして、 議案第2号、農用地利用配分計画(案)につきまして、提案説明をお願いします。

事務局: 議案第2号、農用地利用配分計画(案)についてお諮り申し上げます。資料が13ページから19ページになります。捲っていただきまして、15ページでございます。2件上がっております。整理番号1番、先ほど集積の方で承認を頂きました農地でございます。こちらの方が〇〇〇〇〇〇の方に配分と言う事で、期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までの〇年間でございます。利用としては、〇〇の作付け計画をされております。整理番号2番、大字〇〇字〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇筆とも〇で、合計面積〇、〇〇㎡でございます。こちらの農地につきましては、大字〇〇〇〇番地〇〇にお住いの〇〇〇○さんに配分と言う事で、期間が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までの〇年間でございます。こちらの農地につきましては、以前〇〇〇○さんが〇〇を通じて借りておられたところでございます。長い間次の利用者が見つからずあっていた農地でございます。以上です。

議 長: はい、2案件設定を提案させていただきました。皆さんの方から質疑をお願いしたい と思います。無い様ですので、質疑を打ち切り、採決を取らせて頂きます。議案第2号、 農用地利用配分計画(案)につきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: はい(全員挙手)

議 長: ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして、 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、提案説明をお願いしま す。

事務局: 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り申し上げます。資料が20ページから34ページまでになります。申請地が大字〇〇字〇〇〇〇番〇、〇で〇〇㎡、もう1筆、〇〇〇番〇、同じく〇、〇,〇〇〇㎡、合わせて〇,〇〇〇㎡の申請でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇○さん、譲受人が〇〇〇〇〇に〇〇を持っておられます、〇〇〇〇〇○さんでございます。目的としましては、〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇の〇〇〇としての転用と言う内容で申請が上がっております。まず場所の確認をさせて頂きます。お手元の資料24ページをご覧ください。左から右にかけて道が入っ

ております。これが○○になります。この右下の赤く塗ってある○筆が申請地でござい ます。事業計画を21ページに付けさせて頂いております。今回申請の○○○○○さ んは〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの〇〇〇になられると言う事でございます。事業も非常 に堅調と言う事で、この度○○○、○○の○○と言った物を計画されております。○ ○をするにあたって、新たに求めないとどうしようもないと言うところから、計画が上 がって来たと言う事でございます。計画書の方にも書いておられますけども、現在○○ ○が○○○○、その内○○○程度が○○○○をされていると言う様な事から、新た に○○○の○○を図りたいと言う事でございます。こちらの場所について周辺の土地等 もいろいろ当たられた様でございますけども、相当する面積並びに地権者等との交渉等 もなかなかスムーズに行かないと言う事で、こちらの農地で申請をされると言う事でご ざいます。実際この○筆の農地でございますけども、○○○番○の土地がちょっと高い 位置になっておりまして、○○○番○は○○○番○から役○○○○くらい下がった農 地で段差がございます。○○○にするにあたって、農地であると言う事で表土をはぎ取 って、本来ですと持ち出しをするところですけども、角地の用地に向かって堆積をして、 締め固めて場内で堆積をするという計画をされております。その後最終的に盛り土を表 土と合わせて○○○㎡転圧をして、場内の整備をされると言う事です。なお○○○番○ の土地につきましては奥行きの深い土地でございます。こちらにつきましては、U字溝 を○○m○○の○○に向けて設置をされると、○○との設置部分につきましては溜枡を 設けられて10センチ下げた状態で、泥水もこちらに溜まる様な形で設置を考えたいと 言う計画でございます。基本的に雨水等の処理につきましては、取得した後の自分の土 地での地下浸透等による処理を考えている、これを基本とされている様でございます。 ○○○番○、○○○番○、それぞれの地にはコンクリートで擁壁が付けてあります。転 圧した仕上げの面積はこの擁壁から10センチから15センチ下に留めて、場内からあ ふれ出る事が無い様に造成をすると言う事でございます。資料の33ページをご覧いた だけますでしょうか。現地確認の時に撮った写真でございます。○○○番○の○○○下 手側から撮った写真でございます。全体の図を上に付けておりますけども、右下に水路 の写真を付けております。青い線でしておりますのが○○水路でございます。○○○○ 側から最終的に○○の集落に行く○○○○にも使われている大事な路でございます。こ ちらの水路が下側を走っておりまして、○○からの側溝は上のU字溝でしてありまして、 混ざらない様にできている様でございます。○○○○、○○○○の方には影響を及ぼさ ないと言う事でございます。関係の周辺の耕作者等の方々から29ページから31ペー ジまで同意書を頂いておりまして、事業については関係者の方の承諾を取れていると言 う状況でございます。以上申請の説明をさせていただきました。

議長: これに関連しまして武庫地内、宇田川推進委員さん、〇〇の〇〇〇でもありますが、 コメントをお願いしたいと思います。

宇田川: 最終的な現地確認は行けなかったんですが、最初の現地確認には行きました。この土地は○○○さんの○○でした。○○○○さんに○○○の方が○○○で分けて欲しいという話がありまして、○さんも年で作れないと言う事で、24ページの○○○○○

議長: ありがとうございます。では船越委員さん

船 越: 現地調査に一緒に行かせて頂きまして、説明も聞かせて頂きましたけれども、単純に ○○○と言う事で、コンクリートではなく砕石で地下浸透させると言う風に伺っており ますし、両サイドの水路についてもしっかりした用水路がありますので、特に今の所で は宇田川推進委員さんも言われた通り問題ないかなという風に思いました。

議 長: ありがとうございます。それでは質疑に入らせて頂きます。質問、意見のある方挙手 をお願いします。はい、長尾委員さん

長 尾: すみません、農振除外はどうでしたっけ、大分前にしたんでしたっけ。

事務局: はい、5月の総会の時にお世話になりました。3ヶ月の公示期間を経て8月12日に 許可が来たという事です。

長 尾: 分かりました。

議長: その他いかがでしょうか。私も1月27日に現地に一人で行ってみまして、写真を撮っているんですけれども、かなり広い面積で杉谷の農地からすると、良い水田だなと思ってみました。ただ今おっしゃった様に、休耕田になっておりまして、宇田川推進委員さんが言っておられたように、〇〇に向けた水路、雨水が流れるのとクロスしていまして、そう言う面では、水量がどうかと思いますけど、構造そのものは問題ないなという風に見て参りました。周辺の〇〇の〇〇は〇〇の状態で、そこを確保したいなと言うのは、ある程度理解できるのかなという風に思います。言わずもがなで大変失礼なんですが、農地法の5条転用と言うのは、いわゆる転用をして第三者との権限発生、即ち売買とか賃貸、第三者との権限発生に伴うのが農地法5条申請なんです。農地法の4条は、自己の所有地を農地以外に転用する場合は4条申請になるわけです。これは明らかに5条申請と言う事に、権利の移動が伴うもの、これは先月の武庫地内も同様に5条申請案件なんですけども、そう言う背景からすると周辺の集落や水利関係の組合や合意をして

おられますし、構造上の問題も、特に周辺に及ぼす影響もないのかなという風に、現地 を見させて頂いて思いました。山本さん何かありませんか、よくご存じだと思いますが。

議 長: ありがとうございます。その他ご意見はございませんか。無い様ですので質疑を打ち 切り、採決を取りたいと思います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に つきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: はい(全員挙手)

議長: ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り承認をいたします。続きまして、 議案第4号、非農地証明の申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局: はい、議案第4号、非農地証明の申請についてお諮り申し上げます。資料が35ページから37ページまでになります。35ページでございます。受付番号4番、申請の農地は大字○○字○○○○○○番○、○○㎡の○でございます。所有者が○○○の○○さんと○○にお住いの○○○さん、お二人共有の農地でございます。20年以上農地として使用していないためと言う事で、一応原野と言う形での申請でございます。先般、本高委員さんと竹内推進委員さんにご足労頂きまして現地の確認を頂いたところでございます。その時に撮った写真を36ページにまとめておりますのでご覧ください。37ページに航空図を付けております。○○○番○の申請地ですけども、○○○番地○、36ページの図で行きますと、ちょうど左手になります。○○○番地と含めました宅地でございます。家が建っておりまして、そちらの裏側になる場所でございます。委員さんにも確認をして頂いたんですが、現地には木が植わっていました。写真③を見て頂ければと思いますが、母屋から1メーター50石垣積みで持ち上げておられるところから20度位の斜面になっている場所です。ご覧の通り木々が植わっていてかなり影にもなります。こちらは農地とは言えないのかなと言う事で、この度申請がありましてお諮りするところでございます。以上です。

議 長: 本高委員さん、竹内推進委員さん現地確認ありがとうございました。コメントをお願いしたいと思います。

本 高: 2月2日に私と竹内推進委員さんで、先ほど事務局からも説明がありました様に、現地を確認いたしました。ご覧の通り屋敷の後になります。斜面に花木があったりしまして、これは農地と言うよりも原野という風に思っているところでございます。以上です。

議 長: 竹内推進委員さんよろしいですか。

竹 内: はっきり言わせてもらうと、原野と言うより庭です。庭木が結構大きくなっていて、 選定をしたらいい庭になります。

議 長: 手入れはされていますか。

竹 内: 手入れはしてないです。それをしたらいい庭になります。畑にはだめですね、木が結構大きくなっていますので、

議 長: これを見る限り畑の復元は無理みたいです。ありがとうございます。皆さんの方で何か、質疑を受けたいと思います。ございませんか。それでは質疑を打ち切り、採決を取らせてもらいます。議案第4号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委員: はい(全員挙手)

議長: ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。続きまして、 議案第5号、令和3年農作業標準賃金(案)について説明をお願いします。

事務局: はい、議案第5号、令和3年農作業標準賃金(案)についてお諮りを申し上げます。 38ページ、39ページ、それから別冊で資料-1を付けておりますので、見比べて頂 きながら検討いただけたらという風に思います。例年ですとこの時期に一旦春作業の賃 金を審議ただいて、夏ごろに今度は秋の賃金と二本立てでお世話になっていたところで ございますけども、この度春作業並びに秋作業をまとめた形で提案をさせてい頂こうか と思いまして、作ったところでございます。別冊の資料でございます。資料-1①と資 料-1②は昨年審議をして頂いて承認をいただいた価格でございます。今回39ページ に案として付けさせて頂いておりますが、基本的にはそれぞれ令和2年の額をそのまま 1ページにまとめた内容となっております。江府町の農業公社の方にも事前に照会をさ せていただきました。近々春作業の受託の方を出させて頂きます、と言う事ですけども、 金額につきましては、令和2年と全く同じ額で変更はありませんと言う事でした。因み に秋作業の事も聞きましたけども、秋についても価格改定は考えていません、というこ とでございました。資料-1③と言う事で令和2年の西部管内の市町村の価格を抜粋し て一覧表にしたものでございます。他の町村の金額の動向も聞いたところ、基本的に変 わる要素的なものがないので、昨年と同額で提出をしたいと言う様な話でございました。 39ページに案として出させて頂いておりますが、令和2年と同じ価格と言う事で、春 作業と秋作業をまとめた形でさせてもらったのと、共通作業としての一般農作業、草刈 作業と言うのを一緒にさせていただいて、一覧に仕上げたと言うところでございます。 以上お諮りをさせて頂きます。以上です。

議 長: 令和3年の標準賃金、これは農業委員会で決定して、広く町内の農業者の方にお示し をするものです。他町の動向等を踏まえて、今年は春秋共通の決定をと言う事で、金額 的には前年と変わりないですね。提案させていただきましたが、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。これはあくまでも標準と言う事で、町内農業者の方に春作業と秋作業はこれが標準賃金ですよと言う事で、農業委員会決定の事項として広く告知をやって行きます。ただアスタリスクにある様に、これを基準にしてそれぞれの作業の難易度や耕作地の状況等々に対して、相互で話し合っていただくと、町内の地区によって作業労賃が違う様ですので、これはあくまでも標準仕様としてお示しをしたいと言う事で、ご了解を頂きたいと思います。特に無い様ですので、質疑を打ち切り、採決を取ります。議案第5号、令和3年農作業標準賃金(案)につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員: はい(全員挙手)

議長: ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。以上審議事項が終わりまして、その他事項に入らせて頂きます。その他事項(3)の江府町農業施策等に関する協議を除いて、その他一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局; その他事項で5点程挙げさせていただいております。(1)令和2年度鳥取県農業委員 会女性協議会研修会及び役員改選につきまして報告をさせて頂きます。お手元の資料ー 2をご覧ください。鳥取県農業員会女性協議会と言う会でございますけども、全国組織 としましては、全国農業委員会女性協議会と言う全国組織がございます。1月28日に 船越委員さんにもご参加をして頂く様にしておりましたが、お仕事の関係で日程が取れ なくなりまして、事務局が変わって研修を受けて参りましたので、報告をさせて頂きま す。先ほども言いました全国の組織の中でも鳥取県の支部と言う事でございます。女性 委員の方々で構成をされておりまして、研修等を年に数回行っておられます。この度の 研修でございますけども、12月に中国四国ブロックの会がございまして、そちらで研 修をされた模様をDVDを撮られていたと、それを基に研修を受けさせていただいたと ころです。内容としましては、岐阜県の恵那市農業委員会、こちらとの会話が収録され ておりました。恵那市は女性委員の登用率が全国でも吐出しておりまして、19人の委 員さんのうち女性委員が6名占められていると、前回の改選の時には既に5人おられた んですけど、またさらに1名増えたと言う事で、6名の委員さんが今現在活動をされて いると言う事でございました。活動としましては年に2回季刊誌を発行しておられる様 でございます。数年前には広報紙が全国のコンクールで表彰もされていると言う事で、 女性委員を中心に、身近な情報なんかを記事にされていたと言う事が評価されたようで ございます。年金の新規加入促進についても、女性委員を中心に活発に行われていると、 目標に対して600%達成等の効果を言っておられました。何れにしても場の空気が明 るくなった、事業の成果と言うのが次々現れるし、男性と協力をして一緒になって活動 をしていると言うところも非常に強調されていたように思います。地元の農業者にも存 在がわかると言う様なところ、女性農業者の方が非常に増加しているところを、恵那市 の効果として言っておられた様に思います。もう一つ、昨年の秋からの懸案となってお りました役員改選がされたわけです。裏面に一覧にしておりますけども、女性協議会の 役員さん、令和5年の総会までの3年間、こちらも決定しました。続きまして(2)令

和2年度パソコン農業簿記講習会について、農業委員会としても農業経営の促進、健全な農業経営、そう言った部分での経営診断等を踏まえた、パソコン農業簿記講習会の開催をずっとさせていただいているところでございます。今年早速でございますけども、2月15日月曜日、1時半から4時まで、会場が防災情報センター、1階、自主防災室を使いまして、開催をさせていただく流れになりました。講師には日野普及所の職員さんにご協力を頂きまして行います。(3)は飛ばさせて頂きまして、(4)次回の農業委員会総会について、令和3年3月12日金曜日、時間は9時半から、会場は同じくこちらの多目的室を使いましてお願い出来たらと思います。(5)農地相談会でございます。今月は17日水曜日、1時半から3時半、会場は1階の相談室2、お世話になります委員さんですけども、谷口推進委員さんと神庭推進委員さん、そして来月、3月18日木曜日、時間は同じく1時半から3時半、会場も同じく1階の相談室2、お世話になります委員さんは、宇田川推進委員さんと竹内推進委員さんでございます。

議長: 以上説明をしましたが、皆さん方からご意見、ご質問等ございませんでしょう、

竹 内: ちょっと良いですか。

議 長: はい、竹内推進委員さん

竹 内: 自分が推進委員になってから8回目と言う事で、半年が過ぎたんですが、農業施策に 対する意見書は出ていますけど、町長に一度も出てもらったことがないですね、自分が 来てから一度も見たことないし声も聞いたこともないし、自分も会った事がないし、や っぱり総会ですから、町の農業施策に関する大事なところですから、やっぱり来て町長 が自分の考え、やろうとする事柄等をきちんと言ってもらって、そう言う話は一度来て してもらわないといけないと思いますけど、どうでしょうか。

議 長: ご指摘のとおりで、この農業委員会の総会と言うのは、農地法に基づく農業委員会の 権限、権能でやっていますので、町長さんを義務付けると言う事にはならないと思いま す。ただ正におっしゃる通り、本町の農業施策、農業振興について我々はやっているわ けで、それをつかさどる町長さんと意見交換をすると、また町の農業政策、農業施策の 見解を聞くと言う事は、非常に大切な事です。これは今まで、私の経験からすると、随 時、適宜と言うか、1年に1回程度でしたね、私の3年間の経験の中では、

竹 内: あるんですか、そう言うのは。

議 長: 意見交換をやっております。後ほど触れようと思いましたが、町に対する意見書も、 単に農業委員会の会長、会長代理が町長に説明をして指向するだけではなしに、この場 所に町長にお越しいただいて、農業委員会の発出する意見書の内容を町長に直に説明を して、ぶつけて、それに対して町長から、町長としてのコメント、それから担当部署と しての農林産業課の見解をお聞きしながら、意見協議を深めていくと言う事を適宜やっ ているところで、竹内推進委員さんのおっしゃっている事はよく分かりますので、やは り町当局と一体的に農業振興、農業施策を展開していかなければなりませんので、意見書の策定、発出を含めて竹内推進委員さんのご意見を賜りながら進めて行きたいという風に思っております。ありがとうございます。よく心して取り組みます。その他いかがでしょうか。その他事項についてはよろしいでしょうか。それでは少し時間を頂きまして、江府町農業施策に関する協議についてお願いをしたいと思います。事務局より進めて頂きたいと思いますが、資料-3がついておりますけども、これは今まで出したものの意見書と町当局の回答ですので、出来るだけ割愛をして説明をお願いしたいと思います。

事務局: はい、それでは本日の日程(3)に挙げておりました、江府町農業施策等に関する協議についてと言う事で、資料としまして、先ほど会長からも言っていただきました、資料-3と言う形で、昨年ちょうどこの時期でございます、町長に対して令和元年度の意見書として提出をした、それに対して3月だったと思います、回答を頂きました。その形を1枚と言いますか、続きで作ったのがこの資料-3でございます。上の丸で示しておりますのが、項目に対しまして、こういう要望をしますと言う事に対して、(回答)と言う事で町長から帰って来た、その中身を簡略して、大筋だけを明記したと言う事で、全部で3ページにまとめたものがこちらです。会長からもいただきました通り、令和2年の意見書の方の検討を頂けたらと言う事でございます。去年の意見書等も参考にして頂きながら、あるいは全部で5項目、大きな項目で出させて頂いておりますが、自由に皆さんの方から意見を頂きまして、こういう項目は久しく話をしていないな、とかいう様な項目等自由に発言を頂きまして、今年の意見書の中に皆さんの意見を取り入れさせてもらいながら完成に向けたいという思いでございます。皆さん思い当たったことを、これの回答についてはちょっと不十分だなとか、新しい項目等につきましてもご自由にご意見等を頂戴出来たらなという風に思います。

議長: それでは、その資料-3と言うのは、前回町長に出した意見書でありまして、これは今まさに私が申し上げたように、町長のお越しいただいて、その意見書の内容を事務局より説明をして、町長そして農林産業課長から回答を頂くと、それと同時に解答欄も含めて江府町報に何回か継続して掲載をして、広く町民の方に知っていただくと言う手法を取っております。参考までに申し上げますと、去年の意見書1点は有害鳥獣対策とジビエ活用の推進、2点目は土地改良施設の維持管理、整備田の老朽化対策、3点目は喫緊の課題である集落地域営農の推進、4点目は奥大山農業公社の在り方について、5点目が奥大山こうふブランドの促進、それぞれに個別項目が別途ありますけれども、これも参考にして頂ければと思います。そこでザックバランに皆さん方から、当然これと全て完結しているわけではありませんから、また改めて要請をしたいと言う事もあとうかと思いますし、あくまでも町に対する要請だけではなしに、農業委員会としてこうしたいとか、こうあるべきだと言う事も含めて、皆さんのご意見を頂きたいと思います。それぞれお考えの所を少しお聞かせいただければと思いまが、どうでしょうか。

松 原: 良いですか。先ほど竹内推進委員さんがおっしゃった様に、今までずっと意見交換会 を、特に前の竹内町長の時には年末にやっていました。白石町長になってからも年明け に意見交換会をやっていました。昨年は1月に議員控室で意見交換会を行いました。それなりにやって来ています。今回もおっしゃる様に町長の意見をもろに聞いて、意見交換しなければいけないのではないかなと思います。前回意見書を出した時には回答の時に町長は来られなかったですね。農林課長が来て説明をしました。

宇田川: その意見書については、そうです。

松 原: 町長は来られなかったですね、そう言う意味もあって今回も同じ庁舎、屋根の下にいるわけですから、一回呼んで意見交換は是非必要かなと思っております。前は建議書と言ってかなり厳しくしていたんです、今は意見書の成案と言う事になっておりまして、これはやっぱり毎年必要ではないかなと言う事で、それに対して町長の意見も伺うと、意見交換をすると、その場は絶対必要だなと言う思いを持っております。以上です。

宇田川: 意見書に対しての回答を町長の口からききたい、1段、2段ランクも落としたところで本音を聞きたいと言うところがあると思うんです。それに伴って農業委員会あるいは農業者が一緒になって頑張って行くことをやって行かないと、ただ書きました、答えました、毎年同じことなので、本当の意思を町長の口から一緒になって考えて行くんだと、やって行くんだと言う事が示された方が。町長にも威張る町長もいれば町民と一緒になってやる人もいる、今はもうそういう時期に来ているんです。威張っている時代ではないんです。1,700人、1,600人になって行きます。そうした時に皆の力で結成して頑張って行かないと町の存続はなくなってしまいます。皆でやっているんだと言う事が町民に分かる様にやって行きたいなという風に思います。

議 長: そうですね。その他ご意見、お考えをお願いしたいと思いますが、あくまでも江府町 の農業施策、農業振興に関わる考え方、要望ですよね、新しい体制が出来てから、それ ぞれ委員や推進委員の皆さんに、江府町報の方にお考えと言うものを掲載をさせていた だいて、非常に良い意見を沢山頂戴しております。11月は見山推進委員さんが、土地 改良農地の維持管理に伴う受益者負担の軽減対策についてぜひお願いをしたいと言う事、 集落営農の組織化が急務で、話し合いを通じて集落、地域の将来像を描くことが必要だ と言う風に訴えておられます。12月号では、遠藤委員が、集落の農地は集落で守ると、 を基本に集落営農組織の立ち上げを急ぐ必要がある。また、奥大山プレミアム特別栽培 米をはじめとする、江府町産米のブランド化推進による農家所得の向上について訴えて おられる。同じく12月には奥田委員さんが新作物、マコモダケ栽培による遊休農地の 活用と農家所得向上について触れておられます。1月には山本委員さんが、今まさに農 地の維持管理が限界に来ているんだと、こういう中で集落の農地の話し合いによる集落 地域営農を立ち上げ、地域の農地を守らなければならない、という風に表明されておら れます。こういう事も含めて、農業委員会の実践することや、町に対する要望を改めて 皆さんにお聞きしたいんですけど、見山推進委員さん、土地改良農地の維持管理はまだ まだ町の対応が十分ではないですよね、なかなかスピード感もないし、負担軽減も十分 ではないし、本来守るべき農地が受益者だけの負担で、なかなか難しい話だから、そこ はもう少し何とかしてくれ、と言うお考えに変わりありませんよね。

見 山: 変わりはないです。土地改良区は償還の関係ばかりですけど、それをもう一回立ち上げて、個人的、法人でも、難儀している田んぼはあると思います。改善をする様な格好を進めて行かないと、個人が何十万も出して田んぼを直すと言うのは、赤字の上にまた赤字を重ねる様な状態です。その辺を、もう一回土地改良区のやる排水の関係もだいぶん古くなってきますので、その辺の改善を進めて行く様な格好にして行かないと田は守れません。特に小集落なんかは年寄りばかりですので、私たちのところでも平均年齢が六十何ぼくらいで、我々が頑張っても後5、6年くらいのもんですので、それもどこかから入ってもらって、何とかしないといけないという考えは持ってますけど、なかなか今の状態では、旨く行かないと考えたりします。これではいけないと思っておりますので、

議 長: 圃場も暗渠排水が旨く行かなくなったり、経年劣化で、水路の維持管理も難しいでしょうね。

見 山: 短い水路は良いけど、多い所は何キロも、と言うところもありますので、最近は災害が多いので、その災害で水路がだめになって水が来なくなれば、その田んぼはだめになりますので、その辺の将来的な事も考えて行かないといけないと思います。

宇田川: 土地改良区は今返済に当たっているだけですけども、国としての補助金はあるんですか。

見 山: あります。

谷 口: 土地改良区が本気になって申請するか、町から訴えかけてするのか、それと圃場整備をして30年から40年くらいになっていますけども、老化は激しいと思います。一人で一生懸命守っている様なものであって、田んぼから直して、地域営農を作って守って行かないと、あと5年もすれば田んぼがだめになってしまうような感じになると思う。

見 山: 特に機械が大型になっておりますので、地盤が下がってきますし。

議 長: ここは適宜改めて要望しないといけないと思います。ちょっとした暗渠を直すのに高額のお金がかかった、見山推進委員の圃場の暗渠は私も見に行きましたけど、かなりお金がかかったと言う事ですが、それを今の時代に農業者に負担してやれと言うはあれだし、町当局のスピード感がない、これがだめです。良い、悪いは別にして、スピード感をもって対応をしないと、農業者の利益にならないです。それは賜りました。これはまだまだ解消できていませんので、江府町の土地改良区の立ちあげと言うか、在り方も含めて見解を求めて行きたいと思います。その他の要望とかございませんか。

松 原: 良いですか。前に建議で出してその後どうなっているのかなと言う感じなんですけど、 下蚊屋ダムの水質汚濁の話がそのままになっていて、それなりに農政局が来たり、いろ いろやっているとは聞いているんですけど、今水質の実態も分からないし、現に今汚れているんですかね、その辺の後の話が全然聞こえてこないので、そこの辺の経緯も含めて今後どうするかみたいな話も、尻切れトンボになって、24年くらいから言っています、出してからちょっと空きましたので、その後の顛末、どういう取り組みをしておられるかと言うのも聞いて、問題が無かったらそれでいいんですが、青子とか発生していると思うんです。あの当時俣野の方の田んぼの水が泥水でだめだ、と言う事を前の加藤委員が言っておられたのを覚えているんですけど、米子の方も水質が悪いと厳しく言っておられました。

議 長: これは意見書として出してある?

松 原: 建議書で、回答も長々ともらっているんですけど。

議 長: 分かりました。この点については中身の実態、現在の状況を確認をして検討してみます。その他いかがでしょうか。集落地域営農の推進は共通の課題ですから避けて通れない、そこに対して今農林産業課が一生懸命やっ頂いておりますけれども、町長としての見解をお聞きしないといけないという風に思っておりますので、この間も言いました様に、昨年の町長2期目の方針の中で、集落維持のために集落地域営農を推進するんだと言う事が、4項目のうちの一つに入っておりますので、これに対してどの様なお考えをお持ちなのか、改めてお尋ねをしたいという風に思っております。良い意見交換が出来れば良いと思います。

松 原: もう一つ良いですか。意見書を出された分の抜粋が載っていて、農業公社の在り方も、 組織を維持することが手一杯で十分な成果もあがっていない現状です。体制整備・支援 を行って行きたい。と言う文言が回答になっているですが、さっきも配分計画でソバが、 いわゆる遊休農地でソバを作られて、良い事なんですけど、宮市さんの場合はコンバイ ンとか持っておられるかもしれないけど、桒畑さんの笠良なんかは機会を持っておられ なかったら、公社に頼ると思うんです。そばが23町分、非常に増えていると言う事で すね、ところが公社に刈ってもらうにも、機械の体制なり、人のオペレーターの体制が 出来ていないので、実態の話、間に合わない様です。その辺の具体的なものが全然見え てこないと言うか、実態として出来てないんです。どんどん遊休農地をソバでカバーす るのは良い事なんですけども、追い付かないと言うか、ソバの期間は非常に短いんです。 全部落ちてしまうんです。前町長が自らオペレーターでやったりなんかしておられるん ですけど、ソバを作るのも良いんですけど、体制が出来てないので、具体的にこうする んだと言う話が分からないところです。

議 長: 刈り取りの作業受託ですよね、これが適時にやれておるかと言うのが、なかなか旨く 行っていないですね、長尾委員さんどんな感じをお持ちですか。

長 尾: この間も再生協の協議会がありました、会長も出ておられた。水田の保全管理がすご く増えています。ソバに代わった倍くらい自己保全管理が増えています。このままで良 いのかなというなはあります。当面ソバくらいしか考えられず、ソバへの対応を要望した方が良いのではないかなと思いますけども。

- 議 長: そのためにも農業公社、特殊な機械が必要ですので、農業公社が適時に刈り取り作業をやっていただくと言う、そこら辺のオペレーターも問題だと言っておられましたけども、そこら辺の機能もうまく果たしてもらえる様にやらなければ、20ha超えてまた更に増える傾向にありますから。
- 宇田川: 西日本の方ですけど、視察研修に行きました。いろんな農業公社を見てきました。農業公社って下請けの作業ばかりではない、自分たちで何かしようと言う事で、いろんなものを作ったり、自分たちで収益を上げる様な事、苗作り等いろんなことを取り組んでいるのに、ただうちは水田の下請けみたいな事ばかりじゃなくて、そう言った組織をきちんと作って、何か立ち上げて行く様な事をしないと、ただそれだけでは本当に一年間、当然今でも町の資金を導入しているんでしょうし、そう言った事も考えて行かないと、今は新甘泉を作ってはいますけども、もっとそう言った事に力を入れて、年間を通して出来るようなことをして行かないと、税金を導入している様な事では、町費もどんどん減って行くでしょうし、今現在は田んぼを守ると言う事で一生懸命でしょうけども、そう言った事も将来像として考えて行かないと、無理じゃあないかなと言う思いはします。本当に一時期の忙しい時だけですから。
- 松 原: 前に農業公社をいろいろ調べた時、農業公社が6次産業化ではないですが、作ったものを道の駅を経由していました。そう言うやり方で大分違ってくると思うんです。
- 宇田川: 野菜を作って出したり花を作って出したりしていました。そう言うところがうちの農業公社とは違うな、と言ったところを見て来ました。取り組みをやる人の考え方でしょうか。出来る事であれば農業委員会でも協力をして行けば良いと思います。
- 議 長: ありがとうございます。町当局がどういう動きをしておられるか分かりませんけども、おそらく年始の町長あいさつの時の町長の話を移行すると、農業公社の在り方について、町長を含めてかなり議論をされているのではないかと思うんです。従って、農業公社の在り方、それからそば栽培に伴う適宜適切な刈り取り作業、これを含めて項目としては出すべきだと思いますので、町の現在の議論の中身を少し教えてもらいながら、検討させてもらいたいと思います。その他はいかがでしょうか。今出ましたのが、土地改良区の維持管理の問題、下蚊屋ダムの対策の問題、集落地域営農の推進、農業公社の在り方の作業受託の効率化、その他にも過去松原代理や本高委員さんがおっしゃっていました、農地法3条に規定する別段面積、いわゆる下限面積の緩和、これは農業委員会の権限で出来ますから、それは良いよと言う事ではなしに、農業委員会としても新規就農受け入れのための下限面積を農業委員会の権能としてやるので、町としても新規参入者の環境づくりについて努力はしてもらいたい、支援をしてもらいたいと言う、そう言う括りで物が語れますので、下限面積をもう少し下げて、町外からの新規参入者が入り易い様な環境を作るべきだと言うご意見も頂いているし、松本委員さんからも新規参入者の居住

環境、これも整備が必要ではないかと言うご意見も頂いておりますので、そこら辺もトータルして落とし込みが出来るかどうかも、一項目として検討したいと思います。その他いかがでしょうか。長尾委員さん何かありますか。

- 長 尾: いえ、宮市法人から来ておられるので、出来ればちょっと聞いてみたいなと思って。 何か困っていることはないかとか、要望はありませんか、私が聞くのもおかしいけども。
- 松 本: そうですね、要望に関して、移住施策に関してこうふの便りさんが頑張ってくれているのはわかるんですけども、農業の担い手不足と言うのはずっと言われていることですし、私は協力体制度で来て、定住出来たんですけど、担い手不足の解消、Uターンが出来れば一番いいんですけども、Uターンが難しければ、Iターンを狙うしか、これは一つの道かと思いますけども、そこは取り組みがなかなか話を聞かないな、と言うのはあるんです。農業担い手の確保、項目1番のジビエ、有害対策、捕獲従事者、こうした担い手の確保に向けての取り組みもちょっと力を入れないと、後5、6年したら大変な事になるな、とは思っています。宮市でも今オペレーターが少なくなっていて、やる人が少ないので、どんどんやる人が減って行って面積ばかり増えるから、今年も大変だなと私自身思っているところなんですけども、担い手確保に向けた、こうふの便りに丸投げではなくて、何かしら動きは必要だなと思っています。
- 議 長: 担い手は古くて新しい問題です。聞くところによると、他県では担い手の一つの対策として、いわゆる親元就農、実家就農支援給付金と言う様な扱いで、いわゆるUターンを促すと、県外、町外に努めているけども、自らの親元、実家に帰って農業する場合には支援金を出すと言う様な制度が、他町、他県では目にした事がありますけれども、それは別にして、やっぱり担い手育成と言うのは、非常に必要ですのでその辺の視点も含めて検討してもらいたいと思います。その他いかがでしょうか。
- 宇田川: 松本さん聞いていいですか、協力隊で来られた、他所の市町村では結構いろんな取り組みがあって、例えばトマトを作っている人も現におられますけども、何棟か建ててトマトを作っています。4年間、5年間は返済は良いですよと、出す様になって何パーセントか生活にかけないところを、そう言った取り組みがあるから残って行くんじゃあないかなと思って、江府町はただある農地を貸すのでしなさい、では冬はどうするの、支援とか、そう言った事から考えて行くと、3年間は良いんだけどその後どうするの、と言うのがいつも引っかかるんですけど。
- 松 本: おっしゃる通りで、今までの江府町の初代の古海駅長とか、片岡とか、最初の人々を 入れてから、協力隊制度ってご存知かもしれないですけど、自治体によって扱いがバラ バラでして、受け入れ団体によっても違うし、町の担当職員によってもバラバラで決ま ってなくて、江府町の場合は来てもらって、協力隊の任務を終えたら、後は本人頑張っ てね、みたいな恰好で、後の事が示されていない、そう言うケースが多くて、私の場合 は法人宮市がありましたから、そのままスライドと言う格好ですけど、さっきも議題に 上がった才文とかは、笠良ファームの維持管理をして、現役の時は笠良の農地でソバと

かやってくれていましたけど、今は住む家を改修しないといけないから、外で仮住まいをしてとかで思う様に農業も出来ていないと、日南とかだったら周りのトマトの事業者たちが支援して、3年後も残るルートがある、そうした協力隊を次募集するにしても、何かしら3年後の事を見据えた仕組みづくり、そうした支援は必要だと思います。

宇田川: 地元でも農業で食べられないからみんな務めですよね、米子に、その状況の中に置かれて、協力隊出来てもらって農業で食べれるのと言うのは、よっぽど行政がちゃんとした支援をやらないと、やって行けないと思うんです。3年間は何とかやれるかもしれないけど、その後その3年間で立ち上げる、ちゃんと自立できるような事を一緒になってやらないと、若い人は残ってくれないと思います。前の委員の森さんはブドウを作っておられる、江府町ではブドウなんて考えられなかった、果樹園なんて考えられないけど、そう言った事を一時期のブランド化にして行けば取り組める、そうすると人手の問題もある、そうするとその人も地域の人を雇って仕事ができる。そう言う事も考えて行かないと、江府町だけの水田で賄えると言う事はないから。

松 本: 例えば全国農業新聞とかでもたまに見かけますが、第三者承継と言う格好で、全く血縁のない人が畜産農家の後を継いだとか、そう言う話も見られますけど、そうした格好で技術、経験のある人がえらいと言って、でも後もないからとどんどんやめて行くよりかは、例えば第三者承継みたいな恰好で、技術と農地を提供するから、みたいなマッチングが、そう言う仕組みの中に協力体制度を使ったらお金も確保できるので、協力体も呼んではい終わりでは人が残らないです。

議長: それでは、貴重な意見を頂いきましてありがとうございました。今出た意見はあくまでも参考にさせて頂きたいという風に思っております。今後の取り運びとしまして、意見書の草稿委員会を想定したいと思います。5名から6名の方に出て頂いて、草稿委員を構成して、その中で今出たご意見等を中心にしながら協議をして、原案作成をやりたいという風に思っておりますので、したがってまず皆さんにご了解いただきたいのは、草稿委員の任命と今後の協議取り当たり、そして出来上がった意見書の案を農業委員会の皆さんに審議を頂くと言う、その辺のスケジュール案を踏まえて、私の方に一任をお願いしたいと思います。重ねて申し上げますけども、草稿委員5名もしくは6名の任命について一任を願いたい、併せて、草稿委員の協議の頻度、それから本委員会に提出する原案協議、これについても一任をお願いしたいという風に思います。そして、成案をしたものは、冒頭の竹内推進委員さんのご意見にもあります様に、町長と対面をして、町長に出席を頂いて、意見書の内容を町長に説明を申し上げると、その中で農業施策、農業振興について、町長それから農林産業課との意見協議を深めていくと、そう言う中で意見書を発出したいという風に考えます。そこら辺の取り役も含めましてご一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

委員: はい(議長に一任)

議長: ではよろしくお願いします。今日の予定した事柄は以上になりますが、その他皆さん

の方からございますか。本日は大変長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうご ざいました。それでは以上を持ちまして第8回の農業委員会総会を閉会いたします。あ りがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 5番委員

署名委員 6番委員